

財務省告示第二百四十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十七年度の初日から平成十七年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成十七年六月三十日

財務大臣 谷垣 禎一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十七年度の初日から平成十七年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	一・三三三トン
三	トン
四	一、九八六トン
五	三七五トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
一二トン	一七六トン	六八五トン	一七、三八五トン	八、二 トン	六八トン	一五四、九七 トン	三五五、六一九トン	一、五九、一 二トン	一一、三七五トン	三三二トン	二七七トン	二、七二七トン	・一四トン	トン	トン

二九	一五九トン
二八	トン
二七	五四六トン
二六	一トン
二五	トン
二四	五トン
二三	二六二トン
三三	三九トン
一一	七、一七六トン